

ショートステイ であい 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社生保内福祉会が開設する ショートステイ であい が行う指定短期入所生活介護の事業および介護予防指定短期入所生活介護（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護または要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 一人ひとりの意志および人格を尊重し利用前の居宅における生活と利用中の生活が連動したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持ならびに家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および住所は、次のとおりとする。

1. 名称 ショートステイ であい
2. 所在地 秋田市中通六丁目4番12号

(従業員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業に勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名
管理者は、事業所職員の管理および業務の管理を一元的に行う。
2. 医師 1名（嘱託）
医師は、利用者の健康の状態に注意するとともに、健康維持のための適切な措置を取る。
3. 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者またはその家族からの相談に応じるとともに、その他必要な助言その他援助を行う。
4. 看護職員（機能訓練指導員兼務） 1名以上
看護職員は、利用者の健康状態に注意するとともに、健康維持のための適切な措置を取る。
5. 機能訓練指導員（看護職員兼務） 1名以上
機能訓練指導員は、利用者の動作能力維持等の訓練および職員への指導を行う。
6. 栄養士 1名以上
栄養士は、食事の提供にあたり、栄養および利用者の身体状態をならびに嗜好を考慮した献立を作成し、調理現場を指導する。
7. 介護職員 10～14名
介護職員は、利用者の心身の状態に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。

(利用定員)

第5条 利用者の定員は、2ユニット20名とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

1. 生活指導（生活援助等）
2. 機能訓練（日常生活動作訓練）
3. 介護サービス
4. 健康状態の確認
5. 送迎
6. 給食サービス
7. 入浴サービス
8. その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 事業所は法定代理受領サービスに該当する短期入所生活介護サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該入所生活介護サービスについて、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該事業所に支払われる短期入所生活介護サービスの額を控除して得た額の支払いを受ける。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、短期入所生活介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 事業所は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げるサービスについて以下の定める額の支払いを受けることができる。

① 食事の提供に要する費用 朝食350円 昼食580円 夕食450円
ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者は、その認定証に記載された額とする。

② 滞在に要する費用 1日 1,970円（トイレ付部屋を除く）
1日 2,200円（トイレ付部屋）

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者は、その認定証に記載された額とする。

③ 次条に規定する送迎費用 1回 184円

④ 美・理容師による美・理容料 1回 実費

⑤ 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

その都度定める額

⑥ 短期入所生活介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費

4 第1項から第3項に規定する短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、利用者または身元引受人（家族等）に対しその内容および費用についてあらかじめ説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は秋田市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 指定短期入所生活介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

1. 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること
2. 期の訓練室を利用する際には、その旨申し出ること
3. 浴室を利用する際には、その旨申し出ること
4. 第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること
5. 利用者本人または他の利用者の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
6. 前号の身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状態ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。

(苦情の処理)

第10条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情処理窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村から文書の提出、掲示の求めや質問、照会等、利用者からの苦情に関する調査に協力する。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに同団体からの指導または助言を得た場合はそれに従い改善を行う。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業員は、短期入所生活介護サービスを提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生した場合は、速やかに管理者および主治医に報告するものとする。

(災害対策等)

第12条 従業員は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画をたて、この計画に基づき、毎年2回、避難および救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業員の質的向上を図るため研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らしてはならない。
- 3 従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

附則

この規程は、平成21年5月1日から施行する。